

お申込み手続き

- 「申込書兼告知書」に必要事項が記入・押印されているかご確認のうえ、学校訪問する制度推進員にご提出もしくは各校の厚生担当(委員)の方から返信用封筒をお取寄せのうえ、郵送にてご提出ください。
(下記「ご相談窓口等」に記載のニッセイ団体保険コールセンターにご連絡いただければ返信用封筒の送付等させていただきます。)
- 内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

すでに加入されている方へ

- 「申込書兼告知書」の印字内容のご確認をお願いいたします。
- 加入内容を変更(脱退を含みます。)される場合は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 加入内容に変更がない方は従来の加入内容で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。(掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、総合レジャー補償を除いて、年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。)
- グループ保険の死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。)
- 死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。
- ご退職予定の方は、42ページをご覧ください。宮崎県学校生活協同組合(県立学校の方は宮崎県高等学校教職員組合)までご連絡ください。

新規にお申込みされる方へ

- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方が宮崎県学校生活協同組合に加入されていることが必須条件となります。(宮崎県学校生活協同組合への加入は、団体ホームページでご案内しております。)
- 本人との続柄が「その他(9)」となる方をグループ保険の本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

保険金・給付金請求について

- 保険金・給付金請求につきましては、41ページ「保険金・給付金のご請求方法」をご参照のうえ、以下の各団体窓口へお問合せください。

〈グループ保険・医療保障保険〉

義務制・退職後継続加入者： 宮崎県学校生活協同組合 (通話料無料)0120-29-6011
 県立学校加入者： 宮崎県高等学校教職員組合 (通話料無料)0120-72-8085

〈総合レジャー補償・長期療養収入補償制度〉 損保取扱代理店 有限会社 学保 (通話料無料)0120-79-6014

ご相談窓口等

- 募集期間中のお手続きや当制度の内容に関するご照会・ご要望等(保険金・給付金請求は除きます。)につきましては、下記のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
- 募集期間後のご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社・損保取扱代理店へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の引受保険会社・損保取扱代理店までご連絡ください。)

〈ニッセイ団体保険コールセンター〉 (通話料無料) 0120-775-229

※お問合せの際には、団体名「宮崎県学校生活協同組合」をお申し出ください。
 ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただきます。
 【受付期間】2020年12月7日(月)~2021年2月19日(金)
 【受付時間】月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3はお取り扱いしておりません。)

〈団体窓口〉 宮崎県学校生活協同組合 (通話料無料)0120-29-6011 0985-53-6011

〈県立学校事務取扱窓口〉
 宮崎県高等学校教職員組合 (通話料無料)0120-72-8085
 0985-72-8080

〈引受保険会社〉 ●日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 (通話料無料)0120-123-840

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお申し出ください。
 グループ保険:938-9、医療保障保険:900-50125
 【受付時間】月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3はお取り扱いしておりません。)

●太陽生命保険株式会社 九州法人営業部 092-474-5908
 ●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店 0985-64-0101
 ●損害保険ジャパン株式会社 宮崎支店 0985-27-5119

〈損保取扱代理店〉 ●有限会社 学保 (通話料無料)0120-79-6014

●日本生命保険相互会社
 ●太陽生命保険株式会社

- グループ保険・医療保障保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 損害保険(総合レジャー補償・長期療養収入補償制度)に関して保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」にご相談いただくこともできます。別冊17ページまたは24ページの「指定紛争解決機関について」をご参照ください。
- 「障がい」の表記
 ●グループ保険・医療保障保険では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本一団-2020-454-11422-M(R2.9.24)
 日本一医-2020-454-11423-M(R2.9.24)
 (2020年10月承認)A20-102664

宮崎県学校生活協同組合組合員のみなさまへ

2021年7月1日
 新規加入・更新

新・グループ保険

あんしん

商品内容のご説明

約8,800名の県内教職員とご家族のみなさまにご加入いただいております! ※2020年6月現在

- 「新・グループ保険(あんしん)」は、宮崎県学校生活協同組合が福利厚生制度の一環として実施している4つの保険制度です。
- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方の宮崎県学校生活協同組合へのご加入が必須条件となります。

グループ保険

死亡保障・高度障がい保障
 不慮の事故による障がい保障・入院保障

掛金は団体保険としての割引適用

医療保障保険

病気やケガによる入院保障

掛金は団体保険としての割引適用

総合レジャー補償

ケガの補償に5つのあんしんをセット

約36% 割引適用

長期療養 収入補償制度

病気やケガによる収入補償

25% 割引適用

- 申込締切日/2021年2月19日(金)
- 効力発生日/2021年7月1日(木)
 (保険期間:2021年7月1日(木)~2022年6月30日(木))

特にご留意いただきたい事項

- 今回、新規加入される制度(増額の場合はその増額部分については)は2021年7月1日から効力を発生します。効力発生日前に生じた疾病や不慮の事故を原因とする(高度)障がいや入院については、保険金・給付金等のお支払対象となりませんのでご注意ください。 ※詳しくは、23ページ以降に記載の「お支払い等に関する詳細について」をご覧ください。
- 別添の「特に重要なお知らせ」の中の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご留意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレット(「特に重要なお知らせ」を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

宮崎県学校生活協同組合

(県立学校のみなさまは宮崎県高等学校教職員組合が事務取扱の窓口となります。)

新・グループ保険（あんしん） おすすめポイント

宮崎県学校生活協同組合員の助け合いの制度です。
助け合いの制度だからより多くの方に加入していただきたい制度です。

ポイント①

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金（保険料）

ポイント②

保険期間は1年で、毎年保障額の見直しが可能

※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

必要保障額はずっと同じではなく、ライフイベントや収入状況等によって変わっていきます。
 だからこそ、そのときのご自身にあった保障かどうかを確認することが大切です。

ポイント③

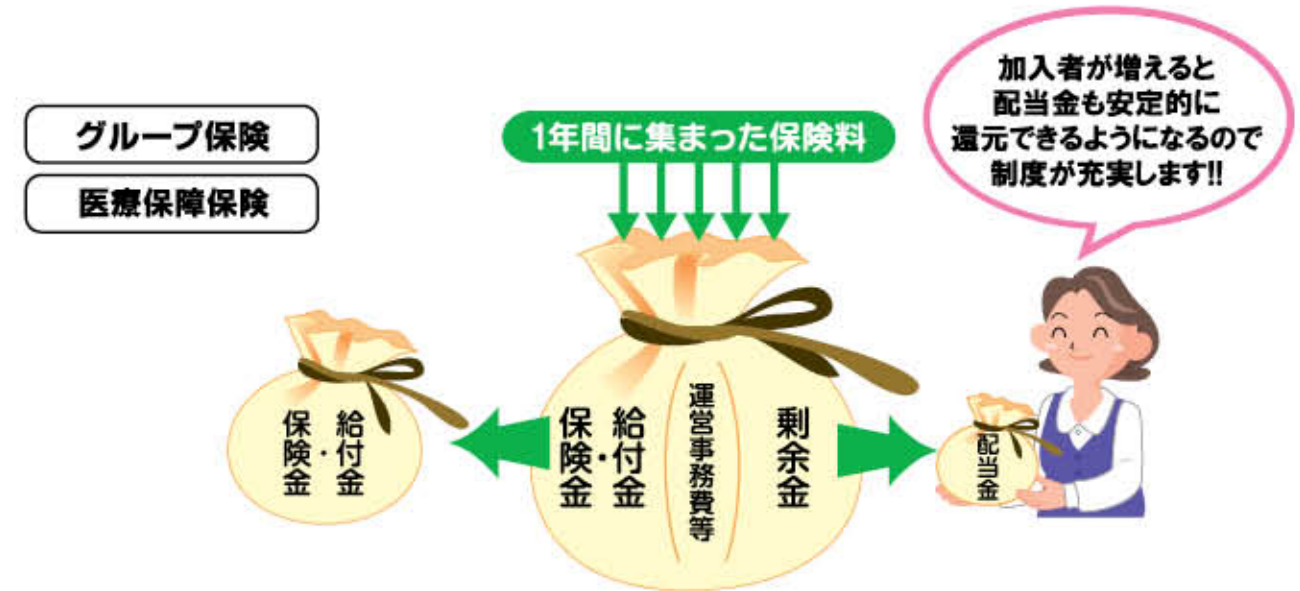
退職後の継続も可能（一部保障を除く）

※一定の条件を満たせば、最長年齢69歳6カ月まで継続加入できます。
 詳細は、42ページをご確認ください。

ポイント④

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金のお受取りが可能（グループ保険・医療保障保険のみ）

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。



【過去3年間の配当実績】

受取時期 (保険期間)	配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合)	
	グループ保険	医療保障保険
2020年 (2019.7.1~2020.6.30)	約 32.9%	約 34.5%
2019年 (2018.7.1~2019.6.30)	約 10.7%	約 35.1%
2018年 (2017.7.1~2018.6.30)	約 52.6%	約 35.1%
過去3年間の平均 (2017.7.1~2020.6.30)	約 32.0% (*)	約 34.9% (*)

(*)グループ保険・医療保障保険それぞれの過去3年間の配当還元率を単純平均した数値です。

※配当還元率は、配当金お支払時期の前年度の収支計算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※グループ保険・医療保障保険は別々に収支計算しております。

※上記はグループ保険・医療保障保険の各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

※総合レジャー補償と長期療養収入補償制度には配当金はありません。

※上記の年間払込保険料には制度運営費は含まれていません。

新・グループ保険（あんしん）の制度概要

※医療保障保険、総合レジャー補償、長期療養収入補償制度へのお申込みは、グループ保険への本人のご加入が条件となります。

※以下の加入資格および「申込書兼告知書」に記載の内容をよくご確認のうえ、お申込みください。加入資格がないのにお申込みされた場合、もしくは「申込書兼告知書」に事実と相違することを記入された場合は、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

保障の概要

- 死亡されたとき、または所定の高度障がい状態になられたとき
 - 【病気による場合】
 - 最高 **4,200**万円の保障
(本人コースにご加入の場合)
 - 【不慮の事故によるケガを原因とする場合】
 - 最高 **5,200**万円の保障
(本人コースにご加入の場合)
- 不慮の事故で5日以上所定の入院をされたとき(1日目から給付)
 - 最高日額 **15,000**円の給付
(本人コースにご加入の場合)



意向確認書
ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

- ◆死亡保障・高度障がい保障
- ◆不慮の事故による障がい保障・入院保障

チェック欄

- 当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

- ◆病気やケガによる入院保障

チェック欄

- 当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」)を含みます。により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
- ②ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
- ③被保険者(補償の対象となる方)の範囲(15ページ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」)を含みます。により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
- ②ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
- ③被保険者(補償の対象となる方)の範囲(ご本人のみ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 【本人】宮崎県学校生活協同組合の組合員(再任用の方を含む)で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。ただし、以下の方は除きます。
 - ・PTAに雇用されている職員、県に雇用されている臨時的任用職員のうち掛金を給与A口座から差引きできない方、市町村に雇用されている臨時的任用職員の方。
- 【配偶者】【本人】の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。
- 【子ども】【本人】の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

- <ご注意>
- 一旦加入すれば、その後病気になるけれども、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 - 配偶者・子どものみで加入することはできません。
 - 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。詳細は42ページの「退職後継続加入制度」について(ご参考)をご覧ください。)
 - 本人の扶養から外れた子どもがいる場合、脱退手続きをお願いします。(2021年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日(2022年6月30日)までご加入できます。)
 - 加入時またはリビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 【本人】公的医療保険制度に加入している宮崎県学校生活協同組合の組合員(再任用の方を含む)で、かつグループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。
- 【配偶者】公的医療保険制度に加入しており、【本人】と同一戸籍の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。ただし、すでに他の医療保障保険(団体型)に加入されている方はご加入になれません。
- 【子ども】【本人】の扶養する同一戸籍の子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。(扶養する同一戸籍の子どもとは、本人が加入している公的医療保険制度における被扶養者で、かつ本人と同一戸籍に記載されている方です。)

- <ご注意>
- 一旦加入すれば、その後病気になるけれども、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 - 配偶者・子どものみで加入することはできません。
 - 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。詳細は42ページの「退職後継続加入制度」について(ご参考)をご覧ください。)
 - 本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者でなくなったことについては、脱退手続きをお願いします。(2021年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日(2022年6月30日)までご加入できます。)

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。
- 【本人】グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方(再任用の方を含む)。

- <ご注意>
- 一旦加入すれば、その後ケガをされたり、保険金をお支払いする事由が発生しても、加入資格を満たすかぎり、継続加入することができます。
 - 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。)

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。
- 【本人】グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方で年齢満15歳以上満65歳以下(2021年7月1日時点)の方(再任用の方を含む)。

- <ご注意>
- 保険金のお支払対象となった翌年度について、保険金をお支払いした就業障害の原因となった傷害または疾病については、内容に応じてご契約をお断りしたり、その傷害または疾病を含む損害保険会社所定の傷病群についてお支払いから除外することを条件としてご継続いただくことがあります。
 - 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合は、当制度から脱退となります。(3月末日で退職する方については、3月末日付での脱退となります。)

参照ページ

【パンフレット】
7~12ページ
23~25ページ
38~40ページ

【特に重要なお知らせ】
1~4ページ
9~10ページ

【パンフレット】
13~14ページ
26~28ページ
38~40ページ

【特に重要なお知らせ】
5~10ページ

【パンフレット】
15~16ページ
29~35ページ
38~40ページ

【特に重要なお知らせ】
11~19ページ

【パンフレット】
17ページ
36~40ページ

【特に重要なお知らせ】
20~25ページ

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

ライフイベントに合わせたおすすめプラン

独身のみなさん

本人: 24歳



社会人の責任としての保障(補償)を確保

「もしも」のときはいつ起きるかわかりません。万一に備え、社会人の責任としての保障(補償)を確保しましょう。

結婚されたみなさん

本人: 33歳(男性)
配偶者: 29歳(女性)



自分と大切な家族を守るために

家族を築いたら、自分に万一のことがあったときに大切な家族を守るための保障(補償)も必要になります。

こどもが誕生されたみなさん

本人: 47歳(男性)
配偶者: 44歳(女性)
こども: 12歳



家族が増えれば責任も増える

お子さまの成長など、保障(補償)の充実が必要な世代。当制度のフル活用をおすすめします。

ご退職間近のみなさん

本人: 58歳(女性)
配偶者: 62歳(男性)



夫婦で保険の見直しを

お子さまの独立など、必要保障(補償)額も減少となる世代ですが、万一の場合の保障(補償)はしっかり確保しましょう。

	加入コース	加入コース	加入コース	加入コース
グループ保険	【本人】 死亡(高度障がい)保険金額 1,050万円 Jコース 月払掛金(概算) 男性 1,431円 女性 1,124円	【本人】 死亡(高度障がい)保険金額 3,150万円 月払掛金(概算) 3,894円 Cコース 【配偶者】 死亡(高度障がい)保険金額 350万円 月払掛金(概算) 308円 350万円コース	【本人】 死亡(高度障がい)保険金額 4,200万円 月払掛金(概算) 9,282円 Sコース 【配偶者】 死亡(高度障がい)保険金額 1,050万円 月払掛金(概算) 1,407円 1,050万円コース 【こども】 死亡(高度障がい)保険金額 350万円 月払掛金(確定) 385円 350万円コース	【本人】 死亡(高度障がい)保険金額 1,400万円 月払掛金(概算) 4,302円 Hコース 【配偶者】 死亡(高度障がい)保険金額 350万円 月払掛金(概算) 2,416円 350万円コース
医療保障保険	【本人】 5,000円コース 月払掛金(概算) 男女共通 1,420円	【本人】 8,000円コース 月払掛金(概算) 2,598円 【配偶者】 5,000円コース 月払掛金(概算) 1,470円	【本人】 10,000円コース 月払掛金(概算) 4,210円 【配偶者】 5,000円コース 月払掛金(概算) 1,715円 【こども】 3,000円コース 月払掛金(概算) 648円	【本人】 8,000円コース 月払掛金(概算) 5,574円 【配偶者】 3,000円コース 月払掛金(概算) 2,811円
総合レジャー補償	【本人】 ZD 月払保険料 男女共通 690円	【本人】 ZD 月払保険料 男性 690円	【本人】 ZD 月払保険料 男性 690円	【本人】 ZD 月払保険料 女性 690円
長期療養収入補償制度	【本人】 Aタイプ 月額10万円コース 月払保険料 男性 459円 女性 272円	【本人】 Aタイプ 月額10万円コース 月払保険料 男性 539円	【本人】 Aタイプ 月額10万円コース 月払保険料 男性 1,856円	【本人】 Dタイプ 月額7万円コース 月払保険料 女性 1,616円
1カ月あたりの掛金(保険料)負担額合計	男性 4,000円 女性 3,506円	9,499円	20,193円	17,409円

<グループ保険>

- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2021年7月1日)から適用します。なお、掛金は、加入者数が所定の人数に達し、収支が良好な場合に適用される割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合や、収支が悪化した場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、当割引とは別に、総保険金額規模による割引が適用されており、上記グループ保険の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。
- 掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。記載の掛金は、確定掛金を含め、2020年9月17日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。
- 本人・配偶者の掛金は、年齢・性別によって異なります。

<医療保障保険>

- 掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2021年7月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は2020年9月17日現在の引受保険会社の保険料率等に基づいており、
- 本人の月払掛金には、制度運営費150円(一律)が含まれています。
- 本人・配偶者の掛金は、年齢によって異なります。

<グループ保険のポイント!!>

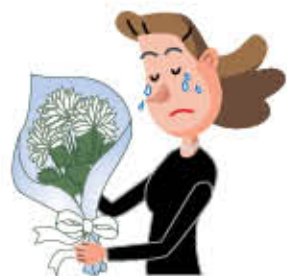
グループ保険 ご案内ムービー
スマートフォン等からのダウンロードはこちら
(通信料がかかります)



- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、42ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。
- 万一、余命6カ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約保険金をお支払いします。
被保険者が子どもの場合は除きます。リビング・ニーズ特約保険金に関する詳細は、23~24ページをご確認ください。
- 加入者は充実した付帯サービスが利用いただけます。
詳細は、21~22ページをご確認ください。

保障内容

グループ保険は、以下の場合等に支払われます。



死亡された場合



所定の高度障がい状態になられた場合



不慮の事故により
所定の身体障がい状態になられた場合
5日以上入院された場合



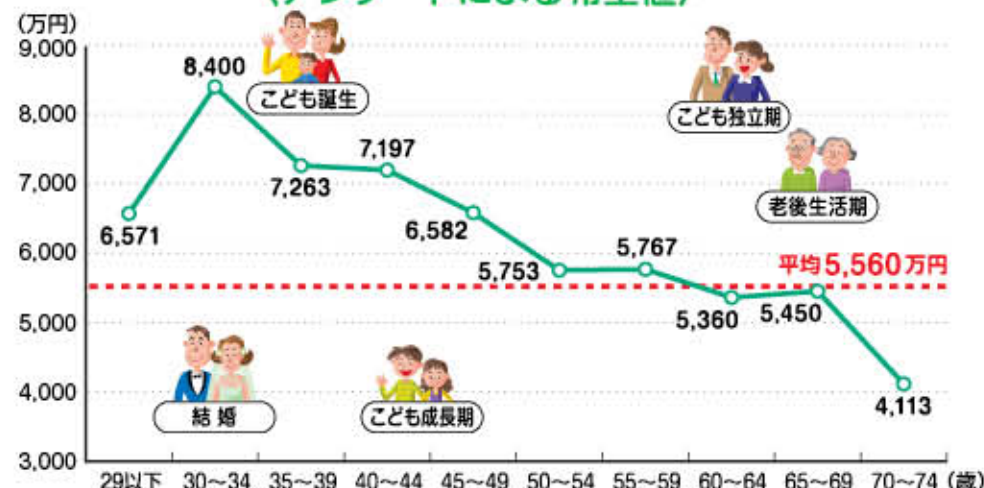
余命6カ月以内と判断された場合

※保障内容に関する詳細や制限事項については、23~24ページ「お支払い等に関する詳細について」をご確認ください。

保障の必要性

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を確保しましょう。

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別) (アンケートによる希望値)



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。
(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

葬儀費用

葬儀にかかる費用は?

最低限、葬儀費用だけでも準備しておきましょう!

葬儀費用の合計(全国平均)

約 **195.7**万円

葬儀一式費用.....121.4万円
寺院の費用.....47.3万円
通夜からの飲食接待費用.....30.6万円

(注)各項目の金額は各項目の平均額であり、これらの合計と葬儀費用の合計は一致しません。

一般財団法人日本消費者協会 第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書2017(平成29)年1月

介護費用

介護にかかる費用は?

自身のための経済的備えも必要だね。

たとえば病気やケガで高度障がい状態となり、介護が必要になった場合、10年間で

約 **936**万円

介護にかかる毎月の平均費用
約7.8万円×12カ月×10年で算出。

(公財)生命保険文化センター
「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

子どもの教育費

子どもの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば幼稚園・小学校・中学校(国公立)~高等学校(私立・全日制)~大学*(私立理系・屋間部)の場合
*施設設備(整備)費は含まれていません。

子どもの教育資金

約 **1,189**万円

文部科学省
・「平成28年度 子供の学習費調査」
・「平成30年度 学生納付金調査結果」
・「平成29年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」をもとに試算

万一のためにしっかり備えないとね。



保障額と掛金

本人女性		保障額										月払掛金(概算)																
		死亡・高度障がいについての保障額					不慮の事故による死亡・障がい・入院についての上乗せ保障額					※D1～K1コースについては、左が月払掛金(概算)・右がボーナス払掛金(概算)です。(掛金の単位:円)																
		加入コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	遺族年金(死亡保険金を年金で受取る場合)			災害 保険金額	障がい給付金額 (障がい等級 1級～6級※1)	入院給付金額 (5日以上入院 のとき) 1日につき※2	加入 コース	15歳～35歳 S61.1.2生 H19.1.1生		36歳～40歳 S56.1.2生 S61.1.1生		41歳～45歳 S51.1.2生 S56.1.1生		46歳～50歳 S46.1.2生 S51.1.1生		51歳～55歳 S41.1.2生 S46.1.1生		56歳～60歳 S36.1.2生 S41.1.1生		61歳～65歳 S31.1.2生 S36.1.1生		66歳～69歳 S27.1.2生 S31.1.1生			
年金 受取 期間	初年度			平均	最終年度	年金総額					15歳～35歳 ボーナス払 掛金	36歳～40歳 ボーナス払 掛金	41歳～45歳 ボーナス払 掛金	46歳～50歳 ボーナス払 掛金	51歳～55歳 ボーナス払 掛金	56歳～60歳 ボーナス払 掛金	61歳～65歳 ボーナス払 掛金	66歳～69歳 ボーナス払 掛金										
本人女性	ボーナス払併用	D1	3,800万円	25年	約10.2万円	約13.8万円	約17.5万円	約4,168万円	800万円	800～80万円	12,000円	D1	2,664	2,940	3,532	4,760	3,952	5,640	5,128	8,110	6,668	11,350	8,404	14,990	10,924	20,290	14,284	27,340
		F1	3,100万円	20年	約10.7万円	約13.8万円	約16.9万円	約3,325万円	600万円	600～60万円	9,000円	F1	2,048	2,940	2,699	4,760	3,014	5,640	3,896	8,110	5,051	11,350	6,353	14,990	8,243	20,290	10,763	27,340
		H1	2,400万円	15年	約11.5万円	約13.9万円	約16.4万円	約2,519万円	400万円	400～40万円	6,000円	H1	1,432	2,940	1,866	4,760	2,076	5,640	2,664	8,110	3,434	11,350	4,302	14,990	5,562	20,290	7,242	27,340
		J1	1,800万円	10年	約13.5万円	約15.4万円	約17.2万円	約1,849万円	300万円	300～30万円	4,500円	J1	1,124	2,205	1,449	3,570	1,607	4,230	2,048	6,082	2,625	8,612	3,276	11,242	4,221	15,217	5,481	20,505
		K1	1,200万円	10年	約9.0万円	約10.2万円	約11.4万円	約1,232万円	200万円	200～20万円	3,000円	K1	816	1,470	1,033	2,380	1,138	2,820	1,432	4,055	1,817	5,675	2,251	7,495	2,881	10,145	3,721	13,670
	月払のみ	S	4,200万円	25年	約11.2万円	約15.3万円	約19.4万円	約4,607万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	S	3,630	4,932	5,562	7,326	9,636	12,240	16,020	21,060								
		A	3,850万円	25年	約10.3万円	約14.0万円	約17.8万円	約4,223万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	A	3,455	4,648	5,226	6,843	8,960	11,347	14,812	19,432								
		B	3,500万円	25年	約9.4万円	約12.7万円	約16.1万円	約3,839万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	B	3,280	4,365	4,890	6,360	8,285	10,455	13,605	17,805								
		C	3,150万円	25年	約8.4万円	約11.5万円	約14.5万円	約3,455万円	900万円	900～90万円	13,500円	C	2,972	3,948	4,421	5,744	7,476	9,429	12,264	16,044								
		D	2,800万円	25年	約7.5万円	約10.2万円	約12.9万円	約3,071万円	800万円	800～80万円	12,000円	D	2,664	3,532	3,952	5,128	6,668	8,404	10,924	14,284								
		E	2,450万円	20年	約8.5万円	約10.9万円	約13.3万円	約2,628万円	700万円	700～70万円	10,500円	E	2,356	3,115	3,483	4,512	5,859	7,378	9,583	12,523								
		F	2,100万円	20年	約7.3万円	約9.3万円	約11.4万円	約2,253万円	600万円	600～60万円	9,000円	F	2,048	2,699	3,014	3,896	5,051	6,353	8,243	10,763								
		G	1,750万円	15年	約8.4万円	約10.2万円	約11.9万円	約1,836万円	500万円	500～50万円	7,500円	G	1,740	2,282	2,545	3,280	4,242	5,327	6,902	9,002								
H	1,400万円	15年	約6.7万円	約8.1万円	約9.5万円	約1,469万円	400万円	400～40万円	6,000円	H	1,432	1,866	2,076	2,664	3,434	4,302	5,562	7,242										
J	1,050万円	10年	約7.9万円	約8.9万円	約10.0万円	約1,078万円	300万円	300～30万円	4,500円	J	1,124	1,449	1,607	2,048	2,625	3,276	4,221	5,481										
K	700万円	10年	約5.2万円	約5.9万円	約6.7万円	約719万円	200万円	200～20万円	3,000円	K	816	1,033	1,138	1,432	1,817	2,251	2,881	3,721										
L	350万円	5年	約5.5万円	約5.8万円	約6.2万円	約352万円	100万円	100～10万円	1,500円	L	508	616	669	816	1,008	1,225	1,540	1,960										
M	210万円	5年	約3.3万円	約3.5万円	約3.7万円	約211万円	60万円	60～6万円	900円	M	年齢により、お申込みいただける保険金額に制限を設けています。【注1】		480	568	684	814	1,003	1,255										
配偶者	月払のみ	1,050万円	1,050万円	一括給付のみ					300万円	300～30万円	4,500円	1,050万円	1,231	1,420	1,756	2,344	3,321	4,812	7,248	10,513								
		700万円	700万円	一括給付のみ					200万円	200～20万円	3,000円	700万円	821	947	1,171	1,563	2,214	3,208	4,832	7,009								
		350万円	350万円	一括給付のみ					100万円	100～10万円	1,500円	350万円	410	473	585	781	1,107	1,604	2,416	3,504								
		210万円	210万円	一括給付のみ					60万円	60～6万円	900円	210万円	245	283	350	468	663	961	1,448	2,101								
子ども	月払のみ	350万円	350万円	一括給付のみ					100万円	100～10万円	1,500円	350万円	保険年齢3歳～22歳(H11.1.2生～H31.1.1生) 一律 385円															
		210万円	210万円	一括給付のみ					60万円	60～6万円	900円	210万円	保険年齢3歳～22歳(H11.1.2生～H31.1.1生) 一律 231円															

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
 ※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。
 ●上記の年金額は、2020年7月7日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)をもとに計算されるため、経済情勢などによっては、上記の年金額と異なる(増減する)ことがあります。
 ●ボーナス払掛金の保障範囲は、主契約(死亡・高度障がい)部分のみのため、不慮の事故による上乗せ保障はありません。

【注1】本人の加入保険金額の制限について
 効力発生日時点の保険年齢が以下に該当する方は、お申込みいただける保険金額に制限を設けています。
 ・保険年齢15歳～40歳の方→ご加入いただける保険金額は350万円以上です。

【注2】配偶者の加入保険金額の制限について
 本人がK1コースにご加入の場合、配偶者をご加入いただける保険金額は700万円以下です。

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2021年7月1日)から適用します。
 なお、掛金は、加入者数が所定の人数に達し、収支が良好な場合に適用される割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合や、収支が悪化した場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、当割引とは別に、総保険金額規模による割引が適用されており、上記の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。
 ●掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
 ●記載の掛金は、確定掛金を含め、2020年9月17日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
 ●当「ノンフレット」における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢00歳と記載しております。
 ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)
 ●本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。

退職後継続加入できる保障額については制限があります。詳しくは42ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご覧ください。

保障額と掛金

Main table with columns for age/course, death/disability insurance, family pension, and monthly premiums. Includes sub-sections for '本人男性' (Main Male) and '配偶者' (Spouse).

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定めます。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金にあわせて支払われます。
※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2021年7月1日)から適用します。
なお、掛金は、加入者数(が)所定の人数に達し、収支が良好な場合に適用される割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合や、収支が悪化した場合には、割引適用除外となり、掛金が高くなります。

【注1】本人の加入保険金額の制限について
効力発生日時点の保障年齢が以下に該当する方は、お申込みいただける保険金額に制限を設けています。
・保障年齢15歳～40歳の方→ご加入いただける保険金額は350万円以上です。

退職後継続加入できる保障額については制があります。詳しくは42ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご覧ください。

グループ保険

<医療保障保険のポイント!!>

- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、42ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。

保障内容

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院された場合 (1日目からお支払い)	入院給付金日額×入院日数	【1回の入院】 124日 【通算】 700日

※支払日数制限については、「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～(ご加入のみなさまへ)」(26～28ページ)をご参照ください。

保障額と月払掛金表(概算)

対象 加入コース (入院給付金日額)	本人			配偶者	
	10,000円 コース	8,000円 コース	5,000円 コース	5,000円 コース	3,000円 コース
15歳～20歳 (H13.1.2生～H19.1.1生)	2,100円	1,710円	1,125円	975円	585円
21歳～25歳 (H 8.1.2生～H13.1.1生)	2,690円	2,182円	1,420円	1,270円	762円
26歳～30歳 (H 3.1.2生～H 8.1.1生)	3,090円	2,502円	1,620円	1,470円	882円
31歳～35歳 (S61.1.2生～H 3.1.1生)	3,210円	2,598円	1,680円	1,530円	918円
36歳～40歳 (S56.1.2生～S61.1.1生)	3,250円	2,630円	1,700円	1,550円	930円
41歳～45歳 (S51.1.2生～S56.1.1生)	3,580円	2,894円	1,865円	1,715円	1,029円
46歳～50歳 (S46.1.2生～S51.1.1生)	4,210円	3,398円	2,180円	2,030円	1,218円
51歳～55歳 (S41.1.2生～S46.1.1生)	5,350円	4,310円	2,750円	2,600円	1,560円
56歳～60歳 (S36.1.2生～S41.1.1生)	6,930円	5,574円	3,540円	3,390円	2,034円
61歳～65歳 (S31.1.2生～S36.1.1生)	9,520円	7,646円	4,835円	4,685円	2,811円
66歳～69歳 (S27.1.2生～S31.1.1生)	13,490円	10,822円	6,820円	6,670円	4,002円

対象 加入コース (入院給付金日額)	子ども	
保険年齢	5,000円 コース	3,000円 コース
～22歳 (H11.1.2以降生)	1,080円	648円

- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2021年7月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群回へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は2020年9月17日現在の引受保険会社の保険料率等に基づいております。
- 本人の月払掛金には、制度運営費150円(一律)が含まれています。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)

● 保障内容に関する詳細や制限事項については、「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～(ご加入のみなさまへ)」(26～28ページ)、「特に重要なお知らせ」を必ずご確認ください。

<留意事項>

医療保障保険は、グループ保険に加入される方のみお申込みができます。

(本人がグループ保険、医療保障保険にご加入であれば、配偶者・子どもは、医療保障保険のみのお申込みが可能です。)

保障の必要性

入院にはさまざまな費用がかかります。

■ 例えば入院した時・・・



※当記載内容は、2019年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。
監修: 社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定) 山本恵子

入院経験者(過去1年間の) 1日あたりの自己負担費用

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。



地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

地方自治体の助成例(東京都世田谷区「子ども医療費助成制度」)の場合

対象期間	助成内容	所得制限
0～15歳到達後 最初の年度末	●健康保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※助成は、所得制限を設けている自治体もあります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
※2019年12月現在
世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

給付金の支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院された場合に限り、お支払いの対象となる入院は、保険期間中に治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等と引受保険会社が認める日本国外の医療施設に入院した場合に限り、お支払いは、1回の入院について124日分、通算して700日分を限度(*)とします。
- (*) 給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- (ご注意) 給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～(ご加入のみなさまへ)」(26～28ページ)をご覧ください。

ケガと日常生活のリスクに備えましょう!

●配偶者・ごどもはご加入いただけません。

加入コース ZD	月払保険料 (男女共通) 690円		
傷害補償	保険金額	その他の補償	保険金額
傷害死亡保険金	130万円	携行品損害保険金	10万円(免責金額:3,000円)
傷害後遺障害保険金 その程度に応じて傷害死亡・後遺障害 保険金額の4%~100%	後遺障害の程度により 5.2万円~130万円	日常生活賠償保険金	1億円(免責金額:0円)
傷害入院保険金 支払対象期間 180日 (1日目より) 支払限度日数 180日 (免責期間:0日)	1日につき 1,800円	キャンセル費用保険金	10万円(免責金額あり※1)
傷害手術保険金 傷害入院保険金日額の40・20・10倍	所定の手術の種類により 7.2万円・3.6万円・1.8万円	レンタル用品賠償責任保険金	30万円(免責金額あり※2)
傷害通院保険金 支払対象期間 180日 (1日目より) 支払限度日数 90日 (免責期間:0日)	1日につき 1,200円	救護者費用等保険金	150万円

(※1) 免責金額は1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。
(※2) 免責金額は1回の事故につき3,000円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれか高い額となります。

補償内容	保険金をお支払いする場合	事故例	被保険者(補償の対象となる方)
傷害補償 国内外補償	国内外を問わず、日常生活・お仕事などにおけるさまざまな事故や、天災によるケガ・熱中症による危険を補償します。 ※天災危険補償特約セット ※熱中症危険補償特約セット ※通院にオンライン診療含みます。詳細は29ページをご覧ください。	階段から落ちて骨折した 熱中症で入院した	ご本人のみ
携行品損害 国内外補償	自宅敷地外において、携行する被保険者所有の持ち物が損害を負った場合に保険金をお支払いします。 ※保険金お支払方法は修理費または新価払です。 ※保険の対象に含まれない物もございます。詳細は31ページをご覧ください。	旅行先で、カメラを落として壊した	ご本人のみ
日常生活賠償 国内外補償	日常生活において、他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※職務遂行に直接起因する賠償事故は対象となりません。 ★示談交渉サービス 日本国内で発生した賠償事故に限り(※1) サービスがご利用になれます。 国内のみ補償 ※日本国内において電車等を運行不能にさせたことについて負担する法律上の損害賠償も補償します。詳細は32ページをご覧ください。	自転車が歩行者と接触しケガを負わせた	・ご本人 ・ご本人の配偶者(※2) ・ご本人またはその配偶者(※2)の同居の親族(※3) ・ご本人またはその配偶者(※2)の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)のお子さま
キャンセル費用 国内外補償	被保険者本人、ご本人の配偶者またはご本人の1親等内の親族が死亡・入院した場合に、予約していた特定のサービスを受けられなくなりキャンセル費用を負担する場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者に同行する配偶者のキャンセル費用も含まれます。	親が急病で入院し、旅行をキャンセルした	ご本人のみ
レンタル用品賠償責任 国内レンタル品につき国内外補償	日本国内においてレンタル業者から賃借したレンタル品を盗難または破損させた等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(レンタル期間が6か月以内の物に限ります)。 ※保険の対象に含まれない物もございます。詳細は34ページをご覧ください。	レンタルのスーツケースを壊した	・ご本人 ・ご本人の配偶者(※2) ・ご本人またはその配偶者(※2)の同居の親族(※3) ・ご本人またはその配偶者(※2)の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)のお子さま
救護者費用等 国内外補償	救護対象者(被保険者本人)の遭難等により、ご本人、ご本人の配偶者(※2)およびその親族(※3)が負担する捜索救助費用等を補償します。	山で遭難し捜索救助が行われ親族が現地へ赴いた	・保険契約者 ・ご本人 ・ご本人の配偶者(※2) ・親族(※3)

◆ 被保険者が責任能力者の場合、その方に係る事故については、その方の親族者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任能力者を監督する親族を被保険者とします。
(※1) 相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、示談交渉はできませんのでご了承ください。
(※2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
(※3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

<総合レジャー補償> ※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「総合レジャー補償~お支払い等に関する詳細について~」(29~35ページ)、「特に重要なお知らせ」を必ずご確認ください。

加入していて
あんしん!



携行品損害の事故例

居住する住宅外で、携行している身の回り品に損害が発生した場合にお支払いします。



※補償対象外となる主な携行品はパンフレット31ページをご覧ください。

	支払保険金	事故状況	備考
バトミントンラケット	20,400円	バトミンゴンの試合中に、誤ってラケットを床にぶつけてしまい破損。	
財布(現金)	25,000円	かばんを置いてゲームをしていたところ、かばんが盗まれた。後日かばんは発見されたが、現金等が入っていた財布は見つからなかった。	現金(5万円限度)および財布が補償の対象となります。
ハンドバッグ腕時計	100,000円	スポーツクラブの更衣室でハンドバッグを盗難にあった。損害額は12万円(内訳:ハンドバッグ 7万円 腕時計 5万円)	支払保険金は保険金額(10万円)を限度とします。
釣竿	32,600円	海岸で磯釣り中、テトラポットの上から落ちそうになり、その際、竿が岩にぶつかり曲がってしまった。	
スーツケース	25,000円	送迎バスから降りようとしたところ転んでしまい段差に衝突。その際にスーツケースキャスター部分が破損。	
現金	44,000円	出張中、車内で寝ているときに、バッグの中から財布をすられた。	5万円限度
ゴルフクラブ	7,000円	バターをキャディバックから取り出す際に落とし、発進したカートが踏んでシャフトが折れた。	
ビデオカメラ	12,000円	公園で子供が遊んでいる姿を撮っていたところ誤って落としてしまい破損した。	

※新価保険特約自動セット

お支払いする保険金の額は再調達価格*を基準に算出いたします。
*再調達価格とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。詳細は31ページ「お支払いする保険金の額」をご覧ください。

【ご注意】

・携行品損害の支払対象は自宅(敷地)外における事故に限り、置き忘れ、紛失は補償されません。
・盗難の場合は、警察への被害届が必要となります。
・携行品の損害は単なる外観上の損傷ではお支払いの対象になりません。
・偶然な事故により、携行品(身の回り品)が「折れる、割れる」など損害が発生した場合にお支払いの対象となります。また、保険金請求時は破損状態を確認するために写真等が必要となります。
・1事故につき免責金額は3,000円となります。
・保険期間1年間における支払限度額は保険金額(10万円)、通貨・小切手または乗車券などについては合計5万円とします。

事故が発生した場合

保険金のご請求方法をご案内いたします。詳細は最終ページをご覧ください。

サービスのご案内

総合レジャー補償に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、「生活安心サポート」をご利用いただけます。サービスの詳細は「特に重要なお知らせ」18ページをご覧ください。

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険

団体割引
25%適用

●増加傾向にある精神障害についても、所定の精神障害の場合は最長24か月補償されます。

制度の趣旨

病気（所定の精神の病気を
含む）やケガで働けなくな
った場合

約3か月は病気休暇扱いで、
給料が補償されます。
※有給休暇期間や公的医療保険制
度等の給付期間については、雇
用形態により異なります。

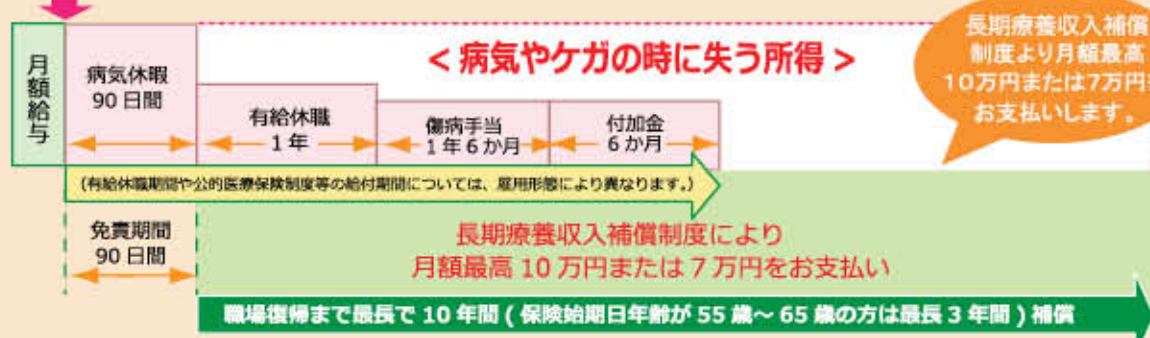
その後、所得が減少してい
ますが、当制度から職場復帰
されるまで月々定額補償いた
します。

最長10年間（保険始期日年齢54
歳までの場合）にわたって補償さ
れるので、所得喪失を防ぐことが
できます。

給付内容

病気・ケガで長期にわたり働けなくなった場合（入院・自宅療養）、月額最高10万円または7万円を、最長で10年間お支払いします。
また、免責期間終了後に一部復職された場合で、就業に支障があることにより所得が回復されず、20%超の所得喪失があれば、所得の減少割合に応じて保険金をお支払いします。*

病気やケガで就業障害



*一部復職後の所得喪失率が20%超の場合、てん補期間（保険金をお支払いする期間）を限度として、次の算式により保険金をお支払いします。

$$\text{支払保険金} = \text{加入コースの保険金月額} \times \text{所得喪失率} (*)$$

$$(*) \text{ 所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が始まる直前の、上記期間に対応する各月における所得額}}$$

月払保険料

月額7万円コースには、満50歳以上の方のみ加入いただけます。
(50歳～54歳の方はCタイプ、55歳～65歳の方はDタイプとなります。)

※精神障害補償特約セット

年齢 (2021年7月1日 時点の満年齢)	免責期間	てん補期間	月額10万円コース		月額7万円コース	
			Aタイプ		Cタイプ	
			男性	女性	男性	女性
15歳～24歳	90日	10年	459円	272円	2,169円	2,565円
25歳～29歳			483円	361円		
30歳～34歳			539円	504円		
35歳～39歳			716円	805円		
40歳～44歳			1,126円	1,402円		
45歳～49歳			1,856円	2,326円		
50歳～54歳			3,099円	3,664円		

年齢 (2021年7月1日 時点の満年齢)	免責期間	てん補期間	月額10万円コース		月額7万円コース	
			Bタイプ		Dタイプ	
			男性	女性	男性	女性
55歳～59歳	90日	3年	2,212円	2,309円	1,548円	1,616円
60歳～64歳			3,975円	3,707円	2,783円	2,596円
65歳			5,930円	5,023円	4,151円	3,516円

- 上記の保険料は2021年7月1日時点の満年齢を基準としています。
- 上記の保険料は団体割引25%を適用しています。
- 長期療養収入補償制度に加入するためには「グループ保険」の加入が必要です。
- 保険始期日年齢が55歳～65歳の方のてん補期間は最長3年間です。
- 所定の精神障害による就業障害のてん補期間は最長24か月（免責期間は90日）です。詳細は36ページをご覧ください。
- 告知事項による加入資格と支払要件は異なる場合がありますのでご注意ください。正しく告知をされ、加入資格を得られていても、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<長期療養収入補償制度> ※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「長期療養収入補償制度～お支払い等に関する詳細について～」（36,37ページ）、「特に重要なお知らせ」を必ずご確認ください。

お支払いに関するお知らせ

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保険金・給付金のお支払いについては、所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細については、必ずパンフレット等の各該当箇所をご確認ください。

<商品ごとの保障内容>

保障内容の概要	ご加入の商品			
	グループ保険	医療保障保険	総合レジャー補償	長期療養収入補償制度
死亡保険金	○		○ (不慮の事故の場合のみ)	
災害保険金	○			
高度障がい保険金	○			
障がい給付金【グループ保険】 後遺障害保険金【総合レジャー補償】	○		○	
入院給付金（病気による）		○		
入院給付金（災害による） 【グループ保険・医療保障保険】 入院保険金【総合レジャー補償】	○	○	○	
手術保険金			○	
通院保険金			○	
所得補償保険金				○

※上表には、総合レジャー補償の携行品損害保険金、日常生活賠償保険金などは含まれておりません。パンフレット15ページにてご確認ください。
※「不慮の事故」とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」で約款に定めるものをいいます。商品により引受保険会社が異なるため、お支払いの要件は異なります。

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

ご注意！

以下のようなケースで保険金・給付金の請求もれはございませんか？

- 【事例①】入院給付金（保険金）の請求もれ
たとえば…こんな事例の場合 → 交通事故が原因で入院された
不慮の事故により所定の入院をされた場合、グループ保険・医療保障保険・総合レジャー補償のそれぞれで入院給付金（保険金）をお受取りいただける可能性があります。（商品により、お支払いの要件は異なります。）
注）グループ保険ならびに総合レジャー補償で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限り認められますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金（保険金）をお受取りいただけません。
- 【事例②】グループ保険の障がい給付金、総合レジャー補償の後遺障害保険金の請求もれ
たとえば…こんな事例の場合 → A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院。その後経過良好につきB病院を退院された。
転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金（保険金）をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金（保険金）をお受取りいただける可能性があります。
- 【事例③】総合レジャー補償の死亡保険金請求もれ
たとえば…こんな事例の場合 → 被保険者が亡くなった
死亡保険金は、総合レジャー補償にもあります！不慮の事故が原因でお亡くなりになった場合は、グループ保険に限らず、総合レジャー補償でも死亡保険金をお受取りいただける可能性がございます。

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

お問合せの例



独身のみなさん



結婚されたみなさん



こどもが誕生されたみなさん



ご退職間近のみなさん

グループ保険

Q. 家族に迷惑をかけないよう葬儀費用は自分で準備しようと思いますが、どれくらいの費用がかかりますか？

A. 葬儀費用の合計（全国平均）は195.7万円です。
※一般財団法人日本消費者協会 第11回「葬儀についてのアンケート調査」報告書 2017（平成29）年1月

Q. 高度障がい状態とはどのような状態のことをいいますか？

A. 常に介護を要するもの、眼の障がい（視力障がい）、言語またはそしゃくの障がい、上・下肢の障がい等、引受保険会社所定の状態をいいます。保険金のお支払対象となる「高度障がい状態」については、23ページをご確認ください。

Q. 万一の場合、こどもの教育資金も必要になりますが、どれくらいかかりますか？

A. こどもの教育資金は、幼稚園（3年間）、小学校（6年間）、中学校（3年間）は国公立、高等学校（全日制・3年間）、大学（昼間部・理系・4年間）は私立を選択した場合、約1,189万円かかると言われています。
（出典元：8ページ「こどもの教育費」同様）

Q. 退職した後も継続できますか？

A. 組合員資格を継続されることを条件として、退職後も継続加入できます。詳細は42ページの「退職後継続加入制度について（ご参考）」をご確認ください。

医療保障保険

Q. 病気で3日入院しました。給付金は支払われますか？

A. 病気やケガで継続して2日以上入院された場合、1日目からお支払いいたします。3日間入院された場合、入院給付金日額×3日分の入院給付金をお支払いします。保障内容に関する詳細や制限事項については、26～28ページをご確認ください。

Q. 配偶者が入院してしまったため、自己負担費用が心配です。例えば差額ベッド料はどれくらいかかりますか？

A. 差額ベッド料の入院時1日あたり平均負担額（推計）は6,188円です。
※特別の療養環境の提供に係る1日あたりの患者負担額（全体）
※厚生労働省「2018年（平成30年）中央社会保険医療協議会総会（第401回）資料 主な選定療養に係る報告状況」

Q. こどもの入院が心配です。こどもも加入することができますか？

A. 本人が加入されている場合、こどもも加入することができます。なお、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合、全員同額でご加入ください。こどもの加入資格については、4ページをご確認ください。

Q. 50代になり、自分の健康が心配です。入院のリスクは高いのでしょうか？

A. 入院患者に占める50歳から59歳の方の割合は約7.8%です。また、入院患者の約9割が50歳以上の方であるため、医療費の備えが重要です。
※厚生労働省「平成29年（2017）患者調査の概況」総務省統計局「人口推計（平成29年10月1日現在）」から計算

総合レジャー補償

Q. スキーで骨折し、医師の指示によりギブスを装着しましたが、入院をせずに自宅療養となりました。保険金は支払われますか？

A. 長管骨または脊柱など、約款所定の部位を固定するために医師の指示により、取り外しができないギブス等を常時装着した時は、その日数について、通院をしたものとして傷害通院保険金を1日目より90日を限度にお支払いします。
30ページ【ご注意】③をご確認ください。

Q. 結婚しました。家族についての補償はありますか？

A. 配偶者がレンタル業者から借りたスーツケースを壊してしまった場合など、レンタル用品賠償責任保険金、日常生活賠償保険金、救援者費用等保険金はご本人だけでなく、ご家族も補償されます。15ページ記載の被保険者（補償の対象となる方）の範囲をご確認ください。

Q. こどもが夜道が無灯火の自転車で走っていて、横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷等により3日後に死亡しました。高額となる賠償金を保険でカバーできますか？

A. 法律上の損害賠償責任が発生した場合には、日常生活賠償保険金から最高1億円までお支払いします。

Q. 骨折で入院し、治療後その日に自宅に帰りました。この場合、保険金は支払われますか？

A. 傷害入院保険金は日帰り入院からお支払いします。「日帰り入院」とは、入院基本料などの支払いが必要となる入院で、入院日と退院日が同一の入院をいいます。

長期療養収入補償制度

Q. 仕事が忙しく悩み事も多く悲観的になり、その結果、うつ病と医師に診断されました。休職して治療に専念しようと思うのですが生活費に不安があります。

A. 【月額10万円コース】にご加入の場合 精神障害による就業障害の場合は、就業障害となった日から90日（免責期間）経過後、就業が可能になるまで、最長2年間毎月10万円をお支払いします。

Q. くも膜下出血で倒れ緊急入院、手術を行いました。意識障害が残り、しばらくは職場復帰が見込めない状態となりました。マイホームを購入したばかりでローンの返済に悩んでいます。

A. 【月額10万円コース】にご加入の場合 就業障害となった日から90日（免責期間）経過後、就業が可能になるまで、最長10年間毎月10万円をお支払いします。
※保険始期日の年齢が55歳～65歳の方は、最長3年間のお支払いとなります。

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

グループ保険

災害保障特約付 年金払特約付 半年払保険料併用特約付 子ども特約付 子ども災害保障特約付 リビング・ニーズ特約付 新団体定期保険

宮崎県学校生活協同組合 組合員のみなさまへ



(企業保険商品付帯サービス)のご案内

「新・グループ保険(あんしん)グループ保険(新団体定期保険)ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。

生活に役立つ情報・特典がいっぱい!!

1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

コンビニ商品が当たる!

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン 開催中!

12月 ロッテ 雪見だいふく	1月 7プレミアム カフェラテ 240ML3種から1つ (カフェラテ・ピスター・ト・ダブルクリーム)	2月 7プレミアム どう焼	3月 イーザイ チョコBB ライト2 100ML
-------------------	---	------------------	-----------------------------

※キャンペーンは予告なく変更または中止する場合がございます。 ※キャンペーンの応募期間等の詳細は、N-コンシェルジュのサイト内でご確認ください。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単!!

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/168>



「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「anshin」を入力してください。

【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。 <対象商品> 所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。 ●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。 ●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。 ●記載の情報は、2019年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

ベネフィットNのご紹介

お得な割引・特典がいっぱい!

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

宿泊

ベネフィット・ステーション おもてなしの宿

優雅に楽しむくつろぎの空間 全国5施設
くつろぎの部屋、きめ細やかなおもてなしと四季折々の自慢の料理を納得のプライスで! ご家族やお仲間との大切なひとときを、心ゆくまでお楽しみください。

ベネフィット・ステーション 夢島の森

鳥の囀りと高原の爽やかな風に誘われ深呼吸を味わう贅沢な時間

和室 素泊まり
2名以上1室/お1人様 平日・休日
特典会員 5,130円
※休前日・特定日は2食付のみ
9,200円～12,970円

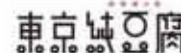
ベネフィット・ステーション 箱根宮城野

緑深い箱根の露天で思う存分温泉に戯れる

和室 素泊まり
2名以上1室/お1人様 平日・休日
特典会員 5,630円
※休前日・特定日は2食付のみ
10,050円～13,370円

グルメ

食ベタイム 全国28,000店
掲載の加盟店で20～50% off 等になるグルメクーポンサイト。



etc...

レジャー・エンタメ

映画 最大50% off
ミッドランドスクエア シネマ・ミッドランドシネマ名古屋空港
特典会員 共通映画鑑賞券 1,300円

カラオケ 最大30% off
カラオケ本舗まねきねこ
特典会員 室料 30% off ※他プランあり

カラオケルーム歌広場
シネマイクスピアリ
特典会員 映画鑑賞券 1,300円

カー

レンタカー ニッポンレンタカー
特典会員 WEB申込で一般料金より 2.0～5.5% OFF (※24時間利用の場合) 等

レンタカー タイムズカーレンタル
特典会員 クーポンで一般料金より 1.0～5.0% OFF

バリューサービスのご紹介

日本生命ならではの!

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供!

H.I.S. ベネフィットデスク ・会員限定の商品・割引をご紹介! ・添乗員同行ツアーに会員限定割引! ・指定の駐車場を無料または優待価格にてご提供!	BRIDGESTONE SPORTS ゴルフアイテム BRIDGESTONE SPORTSの直営オンラインストアです。TOUR B・Paradisoブランドなどの多彩なゴルフアイテムをご紹介しています。
--	--

ヘルスケアサポートのご紹介

専門家がサポート!

あなたのお悩み... 健康 介護 メンタルヘルス 育児 禁煙 など

お電話やメール等でいつでもご相談になれます!

グループ保険～お支払い等に関する詳細について～ 【新団体定期保険】

新団体定期保険について

●保険金・給付金の支払事由

お支払いする保険金・給付金	保険金・給付金のお支払事由
死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになされた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
災害保険金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日（※1）以後に発病した所定の感染症（※4）を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。 上記によって災害保険金をお支払いする場合は、障がい給付金に同じ、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差し引きします。 （1）災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき （2）災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
障がい給付金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に25ページの別表「給付割合表（※3）」のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の（1）または（2）に定める金額の障がい給付金をお支払いします。 （1）身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 （2）身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと（ただし、約款に定める身体障がいの同一部位（※3）（以下、単に「同一部位」といいます。）に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみ）に（1）の規定を適用して得られる金額の合計額 上記（1）（2）の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのあった身体障がいの同一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい（以下、「前障がい」といいます。）を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。（別表「給付割合表」参照） 障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。
入院給付金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院（※5）をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。（180日目を跨いで入院している場合、その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始していれば、180日経過後の継続した入院日についても合算対象です。） なお、同一の被保険者が同一の不慮の事故によって入院した場合であっても、その事故の日から180日経過後に開始した入院についてはお支払いの対象となりません。ただし、その事故の日から180日以内の入院について入院給付金をお支払い済みであり、かつ、その事故が原因で次の手術を行うため、その事故の日から180日経過後に再入院をされた場合は、一定の条件のもと、お支払いの対象となる場合がありますので引受保険会社までお問合せください。 ア. 抜釘・抜糸術 イ. 瘻管形成術（植皮術） ただし、傷病治療後の整形手術目的となるものは除く 被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合には、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数（その入院の退院日までの入院日数）については、保険期間中の入院として取扱います。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含みます。）を限度とします。 同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。
リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（※6）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニーズ特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回限りです。ただし、ボーナス併用コースの「K1コース」にご加入されている本人につきましては、600万円以下100万円単位となります。被保険者がこどもの場合は請求できません。 被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金を請求することができます。 また、リビング・ニーズ特約保険金をお支払いした場合、死亡保険金額は、死亡保険金から減額された金額分だけ減額されます。 なお、その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニーズ特約保険金をお支払いしません。

- （※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読み替えます。
- （※2）対象となる「高度障がい状態」とは
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
 - 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ～高度障がい状態に関する補足説明～
- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - 眼の障がい(視力障がい)
（1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭くおよび暗瞳下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
 - 言語またはしゃくの障がい
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 言語構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出しにより発音が不能の場合
（2）「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 - 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

（※3）不慮の事故とは「急激かつ偶発的な外来の事故」で約款に定めるものをいいます。詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>) 保険金・給付金のお受取りについて

（※4）所定の感染症とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要約ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目
コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

- （注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(2020年1月28日政令第11号)において指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症を含みます。
- （※5）所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- （2）（1）の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設
- （※6）余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

●保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

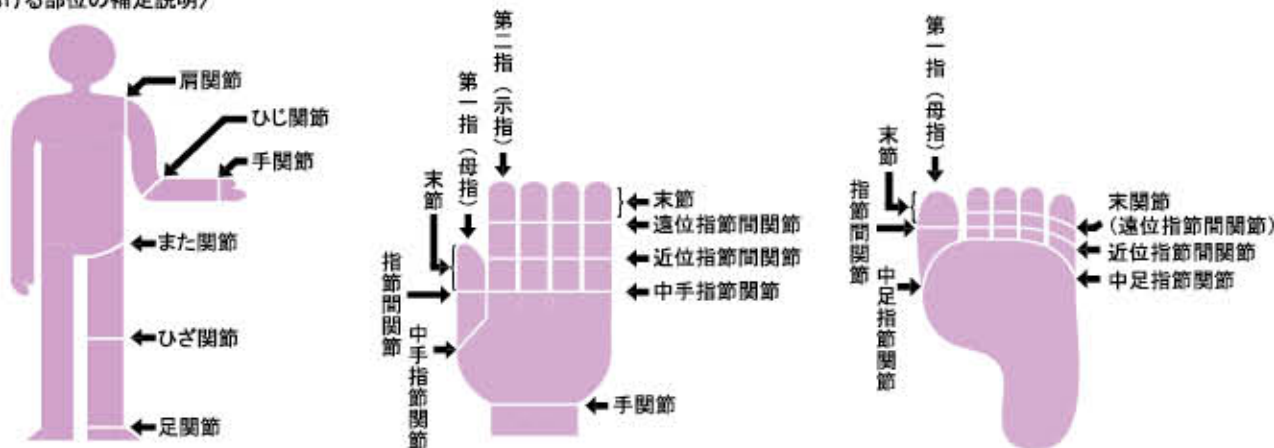
- ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたときに保険金・給付金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。
また、次のような場合においても保険金・給付金をお支払いしませんので、ご加入(※1)のお申込みの際に特にご注意ください。
- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。(※2)
- 引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
・被保険者の故意。
・保険契約者の故意。
・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。(※2)
- （※1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読み替えます。
（※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。
- 引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
・被保険者の犯罪行為によるとき。
・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
・地震、噴火または津波によるとき。(※3)
- 戦争その他の変乱によるとき。(※3)
- （※3）ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。
- 高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷害や不慮の事故がご加入(※1)時以後に生じた場合に限り、(原因となる傷害や不慮の事故がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。したがって、原因となる傷害や不慮の事故がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知しなければならないかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。
- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
この場合、保険金・給付金をお支払いしません。
（以下）の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなり、他の保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。
① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)、または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)、を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故指致(未遂を含みます。、)をしたとき。
② この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。、)があったとき。
③ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。、)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
- 保険契約者または被保険者の詐取により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となる場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 引受保険会社は、リビング・ニーズ特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約保険金をお支払いしません。
・被保険者の故意。
・保険契約者の故意。
・指定代理請求人の故意。
・戦争その他の変乱。(※4)
- （※4）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。
～また、以下のような場合にリビング・ニーズ特約保険金をお支払いしません～
・リビング・ニーズ特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
・リビング・ニーズ特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。
・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニーズ特約保険金の請求を受けたとき。
・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニーズ特約保険金として支払われたとき。

グループ保険～お支払い等に関する詳細について～
【新団体定期保険】

◆別表 給付割合表（災害保障特約の障がい給付金 給付割合表）◆

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

〈上表における部位の補足説明〉



医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～
【医療保障保険(団体型)】 〈ご加入のみさまへ〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

◆あなたのご契約内容が登録されます。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 入院給付金のお支払いについて

◆保険期間中、被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、入院給付金をお支払いします。

お支払事由(支払限度*)	お支払額	受取人
継続して2日以上入院されたとき(1日目から)(1回の入院124日分 通算700日分限度)	(その被保険者について定められた入院給付金日額) × 入院日数	入院給付金受取人

配偶者や子どももご加入されている場合、それぞれ入院給付金をお支払いします。
*給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

◆お支払いの対象となる入院について

被保険者が、次のすべての条件を満たす入院をされたときに、入院給付金をお支払いします。

入院の条件	注意事項
その被保険者についての加入(増額)日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること	被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日以前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
傷害または疾病の治療を目的とする入院であること 医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることをいいます。	治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が、継続して2日以上となったこと	
病院または診療所における入院であること ※「病院または診療所」とは、右記の①②のいずれかに該当するものをいいます。	①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～

【医療保障保険(団体型)】 <ご加入のみなさまへ>

◆入院給付金のお支払いに関するその他の事項

2回以上入院された場合	入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一または医学上重要な関係があると引受保険会社が認めるときは、1回の入院とみなします。 ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。 (注)「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれ起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとそれの転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。
1つの入院の原因が複数である場合	入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
転入院または再入院された場合	転入院または再入院をされた場合には、転入院または再入院を証明する書類があり、かつ、引受保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
入院中に入院給付金日額の変更があった場合	入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
入院中に保険期間が満了した場合	入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
分娩による入院	分娩のための入院は、引受保険会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

III. 入院給付金をお支払いできない場合について

◆次のような場合には、入院給付金のお支払いはできません。

- 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(注3)

(注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(入院給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、入院給付金のお支払いはできません。

(注2) 「薬物依存」とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

(注3) 支払事由に該当された被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、入院給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いすることがあります。
- 入院の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者または被保険者が入院給付金を不法に取得する目的もしくは他人に入院給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した入院給付金の支払事由については、入院給付金をお支払いしません。)
① 保険契約者、被保険者または入院給付金受取人が、入院給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
② この保険契約の入院給付金の請求に関し、入院給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③ 保険契約者、被保険者または入院給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または入院給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
(注) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。家族特約に加入されている配偶者・子どもが、更新日において加入資格を欠いている場合には、その更新日の前日に脱退となります。

IV. 入院給付金のご請求について

- 入院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。

◆請求書類は、次のとおりです。

必要書類	
(ア) 当社所定の入院給付金請求書	(※1) 入院給付金を請求する場合は、以下の①～③すべてに該当する場合、「入院内容報告書」および入院を証明する書類の写し(領収書の写し等)の提出をもって「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」を省略することができます。
(イ) (国内で入院のとき) ・当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」 (海外で入院のとき) ・「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」 (診断書の和訳文も添付願います。)	① 入院日数が30日以下または給付金支払額が10万円以下であること ② 請求時にすでに退院していること ③ 疾病による入院の場合、被保険者の加入(増額)日から2年を経過した後に入院を開始していること
(ウ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類	(※2) ご請求内容によっては、左記以外の書類の提出をお願いすること、または左記書類の一部を省略することがあります。
	【ご注意】 ・支払事由発生時から3年間をすぎますと、入院給付金のご請求権はなくなります。 ・保険金・給付金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・受取人・被保険者を診察した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。(上記照会・確認を妨げたり応じなかったときは、当社はその間は保険金・給付金をお支払いできません。)

V. 法令等の改正に伴う変更について

- 公的医療保険制度の改正が行われた場合には、引受保険会社は、主務官庁の認可を得て、保険料その他この保険契約の内容を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

- 被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。
- ご加入の内容等のお問合せやご相談は、団体もしくは引受保険会社にお申し出ください。

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～

【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

1. お支払いする保険金および費用保険金のご説明 (注) 病気による補償はありません。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

■ 被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

■ 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。
 ※「急激かつ偶然な外来の事故」は、突発的に発生し、予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用による事故を指します。
 「急激かつ偶然な外来の事故」の要件を欠く傷害には、銃ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病があります。
 ※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は、次のとおりです。
 (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

傷害補償(MS&AD型)特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※傷害入院保険金の支払対象期間(180日)内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数(180日)が限度となります。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間(180日)内に約款所定の手術を受けた場合 ※「傷害手術保険金の支払条件変更(手術別表規定型)特約」セット	1回の手術について次の額をお支払いします。 傷害入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍、40倍) ※1事故に基づく傷害に対して同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院(往診を含みます)した場合 ※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療(*)による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療(*)を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。 (*) オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※傷害通院保険金の支払対象期間(180日)内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数(90日)が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

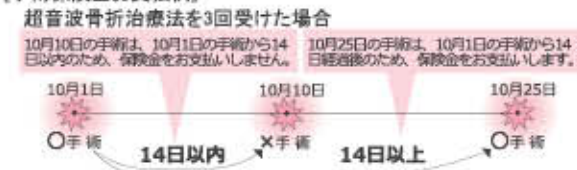
- 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- 被保険者に対する刑の執行
 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
 ⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
 ⑩上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 など
- 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。
 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。
 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故
 ア. 乗用具(*)を用いて競技等(**)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(**)をしている間」を除きます)
 イ. 乗用具(*)を用いて競技等(**)を行うことを目的とする場所において、競技等(**)に準ずる方法・態様により、乗用具(*)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(**)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)
 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(**)をしている間または競技等(**)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間(180日)をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
 手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間(0日)と支払対象期間(180日)の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

【手術保険金お支払例】



傷害補償(MS&AD型)特約

■ 傷害補償(MS&AD型)特約の補償条件を拡大する特約

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※被保険者の死亡については対象外となります。

【ご注意】

- 保険金支払対象外の身体の障害の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 既往の障害・疾病の影響や、被保険者が治療を怠ったことを原因として、ケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 実際に通院をしなくても、以下の場合は、通院したものとみなし傷害通院保険金をお支払いします。
 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被り、次の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したとき
 《部位》
 (1) 長管骨または脊柱
 (2) 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)の固定具を装着した場合に限ります。
 (3) 肋骨、胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
 (注) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- 年間保険料の払込みを完了前に、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金を全額お支払いすべき事故が発生した場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定する場合はご加入内容の変更となり改めて手続きが必要です。団体窓口までお申し出ください。
- 記載以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体(保険契約者)、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。
- 申込書兼告知書記載事項(他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記載していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～
【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

携行品損害保険金 補償重複 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。

特約	被保険者	ご本人※	※ 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。
携行品損害補償特約		○	

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合 ※「新備保険特約（携行品損害補償特約用）」が自動セットされます。 ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用（*4） (*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (*3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	$\text{損害の額}(*1) - \text{免責金額}(*2) (3,000 \text{円})$ <p>(*1) 損害の額は、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 7. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（*3）をいいます。 4. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（*4）とし、再調達価額（*3）を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董（とう）、彫刻物その他美術品 7. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 4. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（*4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。 $\text{修理費} - \text{修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額}$ </p>

保険金をお支払いできない主な場合	
次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な措置である場合を含みません。	⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。
<補償対象外となる主な携行品> ①預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ②船舶（ヨット・モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ③自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ④義歯、義肢その他これらに類する物 ⑤動物および植物 ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑦眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 など (注) 乗車券等、定期券、通貨および小切手、印章については補償対象となります。	

※「携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約」セットにより、次の①・②は保険の対象となります。
 ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他のこれらに類する物
 ②稿本、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。

・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

日常生活賠償保険金 補償重複 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
 ※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。
 ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
 ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等（*）の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*）電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすりフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	$\begin{aligned} & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ & + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ & - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものの価額} \\ & - \text{免責金額}(*)(0 \text{円}) \end{aligned}$ <p>(*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、訴訟費用等をお支払いします。 ※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合	
(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。	⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

・更改契約の場合には、家族構成など被保険者の範囲に変更がないかご確認ください。
 ・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～

【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

キャンセル費用保険金 補償重複 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。

特約	被保険者	ご本人※
キャンセル費用補償特約		○

※ 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族が死亡または入院したため、予約していた特定のサービスを受けられなくなり、被保険者またはその法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p><特定のサービスの範囲> 業として有償で提供される次のサービスに限ります。 ①旅行契約に基づくサービス ②旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ③航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス ⑤運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 ⑥演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行</p> <p>※ 特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p><キャンセル費用> サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいい、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者に同行するその配偶者も同時にサービスの提供を受けられなくなった場合は、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用を含みます。また、被保険者の死亡によるキャンセル以外には、キャンセル事由が発生した日（死亡の日または入院を開始した日）から31日以内に提供されるサービスに対するキャンセル費用に限ります。</p>	<p>キャンセル費用の額 - 免責金額(*)</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれが高い額となります。</p> <p>※保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 ※第三者からの損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、費用の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*) 費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用</p> <p>④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> | <p>⑤ 妊娠、出産、早産または流産による入院</p> <p>⑥ 心うち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※1</p> <p>⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2</p> <p>⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(3) 特定サービスの予約日・提供日が明確でない場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> |
|--|--|

・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

レンタル用品賠償責任保険金 補償重複 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
レンタル用品賠償責任補償特約		○	○	○

- ※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>被保険者が自ら使用する目的で日本国内において賃借したレンタル用品が損壊したことまたは盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※レンタル用品は、レンタル期間が6か月以内の物に限ります（不動産に付随してレンタルされた物を除きます）。</p>	<p>被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者がレンタル業者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額(*)</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき3,000円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれが高い額となります。</p> <p>※保険期間を通じ、レンタル用品賠償責任保険金額が限度となります。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※被保険者がレンタル用品業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 次のいずれかに該当する間のレンタル用品の損壊または盗難については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の職務の用に供されている間</p> <p>② 被保険者以外の方に転貸されている間</p> <p>(2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ レンタル用品について、通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したこと起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した欠陥</p> | <p>⑥ レンタル用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的故障・機械的故障</p> <p>⑧ レンタル用品の置き忘れまたは紛失</p> <p>⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑪ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑫ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑬ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>(3) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者とレンタル業者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>② レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊または盗難に起因する損害賠償責任</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> |
|---|---|

補償対象外となる主なレンタル用品

- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ② 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
- ③ 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機
- ④ 鉄砲、刀剣その他これらに類する物
- ⑤ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具
- ⑥ 動物、植物等の生物
- など

・盗難によるご請求をされるときは、警察への盗難届が必要となります。
・更改契約の場合には、家族構成など被保険者の範囲に変更がないかご確認ください。
・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～

【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

救援者費用等保険金 **補償重複** <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を一つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。**

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表に記載した方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	保険契約者、救援対象者※1 および救援対象者※1 の配偶者※2・親族※3
救援者費用等補償特約		

※1 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	救援者費用等の額 <救援者費用等> 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度） ※社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 ※第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度とします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険金をお支払いできない主な場合	⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫救援対象者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

II. ご加入後のご注意

- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご加入後に他の同様の補償を提供される保険や共済にご加入の場合は、ただちに団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合は、保険金をお支払いできなくなることがあります。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を保険契約者とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険（株）にご照会ください。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（宮崎県学校生活協同組合）に交付されます。

長期療養収入補償制度～お支払い等に関する詳細について～

【精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険】

I. お支払いする保険金のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

■ 普通保険約款の補償内容

<ご注意>
被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、**保険料が無駄になることがあります。**補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、**いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、**契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。**※複数あるご契約のうち、これらの補償が一つのご契約のみにセットされている場合、**契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。**

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率 (100%) ※お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 （*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※3 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的所見のない感染による就業障害※4 (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 「精神障害補償特約」がセットされた場合、下表の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 ※4 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。
精神障害補償特約	対象となる精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、次の分類番号のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によります。 (1) F04～F09 ・F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの ・F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの ・F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害 ・F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害 ・F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害 (2) F20～F51 ・F20 統合失調症 ・F21 統合失調症型障害 ・F22 持続性妄想性障害 ・F23 急性一過性精神病性障害 ・F24 感応性妄想性障害 ・F25 統合失調感情障害 ・F28 その他の非器質性精神病性障害 ・F29 詳細不明の非器質性精神病 ・F30～F39 気分〔感情〕障害（うつ病等） ・F40 恐怖症性不安障害 ・F41 その他の不安障害 ・F42 強迫性障害<強迫神経症> (3) F53～F54 F53 産じよくに関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因 (4) F59～F63 ・F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群 ・F60 特定の人格障害 ・F61 混合性及びその他の人格障害 ・F62 持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの ・F63 習慣及び衝動の障害 ・F43 重度ストレスへの反応及び適応障害 ・F44 解離性〔転換性〕障害 ・F45 身体表現性障害 ・F48 その他の神経症性障害 ・F50 摂食障害 ・F51 非器質性睡眠障害	

長期療養収入補償制度～お支払い等に関する詳細について～

【精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険】

精神障害補償特約	(5) F68～F69 その他・詳細不明の成人の人格及び行動の障害	(7) F91～F92	(8) F95 チック障害
	(6) F84～F89 ・F84 広汎性発達障害 ・F88 その他の心理的発達障害 ・F89 詳細不明の心理的発達障害	・F91 行為障害 ・F92 行為及び情緒の混合性障害	(9) F99 精神障害、詳細不明

[対象とならない精神障害は、認知症等の上記に含まれない精神障害です。]
※この特約による保険金のお支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日からその日を含めて「24 か月」を限度とします。

・保険期間の開始時(注)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。

- (注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- (注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記載していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書の記載事項(生年月日・他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。

II. 用語のご説明

用語	ご説明
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24 か月」が限度です。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復帰し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
平均月間所得額	被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額} \times 1) - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12 \text{ (か月)}}$ ※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。 ※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

III. ご加入後のご注意

- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険(株)までご照会ください。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を引受保険会社とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は引受保険会社(宮崎県学校生活協同組合)に交付されます。

制度運営および引受保険会社

- グループ保険・医療保障保険制度は宮崎県学校生活協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付こども災害保障特約付リビング・ニーズ特約付新団体定期保険契約および短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- この新団体定期保険契約および医療保障保険(団体型)契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2020年6月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
 <引受保険会社>
 日本生命保険相互会社(68.9%)【事務幹事会社】 太陽生命保険株式会社(31.1%)

- 総合レジャー補償・長期療養収入補償制度は宮崎県学校生活協同組合が損害保険会社と更新時点の約款に基づき締結した傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険契約および精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険契約に基づいて運営します。
- 総合レジャー補償および長期療養収入補償制度は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
 <引受保険会社>
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(90%)【幹事保険会社】 損害保険ジャパン株式会社(10%)

契約者保護機構

- 生命保険契約者保護機構
- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
 - 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
 (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- 損害保険契約者保護機構
- 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。総合レジャー補償の詳細は別冊14ページ、長期療養収入補償制度の詳細は別冊22ページの「保険会社破綻時の取扱い」をご参照ください。

個人情報の取扱いに関するお知らせ

- <個人情報の取扱いに関する宮崎県学校生活協同組合と引受生命保険会社からのお知らせ>
- 新団体定期保険契約および医療保障保険(団体型)契約は、宮崎県学校生活協同組合(以下、団体といいます。)を引受保険会社とする企業保険です。
 - そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体(宮崎県高等学校教職員組合を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
 - (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
 - ～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～
 指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、受取人および代理人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。
個人情報の取扱いについての詳細は、日本生命保険相互会社のホームページ(<https://www.nissay.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

- <個人情報の取扱いに関する宮崎県学校生活協同組合と引受損害保険会社からのお知らせ>
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)および団体長期障害所得補償保険の契約に関する個人情報について、宮崎県学校生活協同組合(宮崎県高等学校教職員組合を含みます。以下同じ。)または各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
- 【個人情報の取扱いについて】
 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

制度内容の変更

- 宮崎県学校生活協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

～各制度のお取り扱いについて～

保険期間

全制度共通

- 保険期間は効力発生日～2022年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失われた場合には、喪失した月の末日(グループ保険のボーナス払部分は翌ボーナス払掛金の払込期(7月・1月)の前月末日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。※詳細につきましては、右記の「この保険契約から脱退した場合」を必ずご確認ください。

掛金の払込み

全制度共通

- 毎月の給与から控除します。(第1回目は2021年6月給与から)
- グループ保険のボーナス払掛金はボーナスから控除します。(第1回目は2021年6月ボーナスから)
- ※義務制は6月・12月分の月払掛金をボーナスから控除します。

グループ保険・医療保障保険

- 一旦加入すれば、その後病気になるまでも、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

総合レジャー補償

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取り扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

長期療養収入補償制度

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満65歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取り扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

全制度共通

- 年1回、新規加入・増額ができます。※ただし、長期療養収入補償制度のコース変更は50歳以上の方のみ対象になります。

グループ保険

- 本人の死亡保険金・災害保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金・給付金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・給付金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- リビング・ニーズ特約保険金受取人は、被保険者本人です。ただし、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。
- ＜指定代理請求人を指定される場合＞
 - ・以下＜指定代理請求人の範囲＞をご参照のうえ、本人(主たる被保険者)の指定代理請求人をご指定ください。
 - ・指定代理請求人は1名に限ります。
 - ・指定代理請求人による高度障がい保険金の請求はできません。
 - ・本人(主たる被保険者)が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定があったものとし、その場合の指定代理請求人は、本人(主たる被保険者)となります。
- ＜指定代理請求人の範囲＞
 - 指定代理請求人は次の範囲内でご指定ください。
 - ・請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の配偶者
 - ・請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

医療保障保険

- 本人・配偶者・子どもの入院給付金受取人は本人(主たる被保険者)です。

継続加入のお取り扱い

申込み

受取人

受取人

この保険契約から脱退いただく場合

総合レジャー補償

- 傷害による死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。
- 救済者費用等保険金の受取人は保険契約者・被保険者・配偶者または被保険者の親族で費用負担者となります。
- その他保険金の受取人については、被保険者ご自身となります。

長期療養収入補償制度

- 保険金の受取人については、被保険者ご自身となります。

グループ保険

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きをお願いします。)(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。)
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた日(脱退手続きをお願いします。)
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日(2022年6月30日)(脱退手続きをお願いします。)
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月分掛金<2月給与から控除済>をお払込みいただいている場合、月払の掛金に相当する保障の終了日は3月31日となります。なお、ボーナス併用コースの12月ボーナス控除掛金をお払込みいただいている場合、ボーナス払の掛金に相当する保障の終了日は6月30日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

医療保障保険

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きをお願いします。)(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。)
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者・子どもは次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②更新日に配偶者、または子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日(2022年6月30日)(脱退手続きをお願いします。)
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金<2月給与から控除済>をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

総合レジャー補償・長期療養収入補償制度

- 本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きをお願いします。)(ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。)
- 長期療養収入補償制度で退職者の方(再任用者は除く)は、脱退となります。
- この保険契約の補償終了日は、脱退となった日の属する月の保険料が払込まれた期間の末日となります。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分の保険料<2月給与から控除済>をお払込みいただき、3月31日が補償終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

配当金

グループ保険・医療保障保険

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- グループ保険と医療保障保険は別々に収支計算を行います。

総合レジャー補償・長期療養収入補償制度

- 配当金はありません。

グループ保険

- 受取人の希望により、保険金・給付金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。年金払特約の対象は以下のとおりです。(ただし、子ども特約の保険金・給付金は除きます。)

 - ・死亡保険金
 - ・高度障がい保険金
 - ・災害保険金
 - ・障がい給付金(障がい等級1級の場合)

- 保険金・給付金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

年金の種類	種類	確定年金
	受取期間	5年、10年、15年、20年、25年
年金の型	通増型 [年3%の単利]	
年金受取り	以下のいずれかを選択	
	①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日	基金設定日から1年以内の 2月1日、5月1日 8月1日、11月1日 のいずれかを選択	
一括受取請求	一時金が必要ときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	

- ※年金年額が12万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- ※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額36万円以上での設定が必要となります。
- ※年金支払開始日後、社員配当金が支払われる場合は、年金の買増にあてられます。

グループ保険

- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。制度運営費については、一般の生命保険料控除の対象ではありません。
- ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、2012年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、(子ども)災害保障特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
- ※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当グループ保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

＜保険金＞

- 死亡保険金・災害保険金(本人)
 - 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務上のお取り扱い

税務上のお取り扱い

- 《配偶者・子ども》
 - 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- リビング・ニーズ特約保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

＜給付金＞

- 障がい給付金・入院給付金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 保険金・給付金の年金受取り
 - 年金(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
 - 課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)×年金年額×年金基金充当金/年金支給総額

医療保障保険

- 実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。制度運営費については、介護医療保険料控除の対象ではありません。
- ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、2012年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
- ※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当医療保障保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保障保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

＜給付金＞

- 入院給付金
 - 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

総合レジャー補償

- 傷害による死亡保険金は相続税の対象となります。受取人が法定相続人の場合、本人死亡の受取保険金(法定相続人が受取った他の保険金等の受取金がある場合にはこれと合算した金額)については、「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。
- その他保険金は被保険者が受取人となりますので、非課税となります。

長期療養収入補償制度

- 払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。
- 保険金は被保険者が受取人となりますので、非課税となります。

◎税務の取扱い等について、2020年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

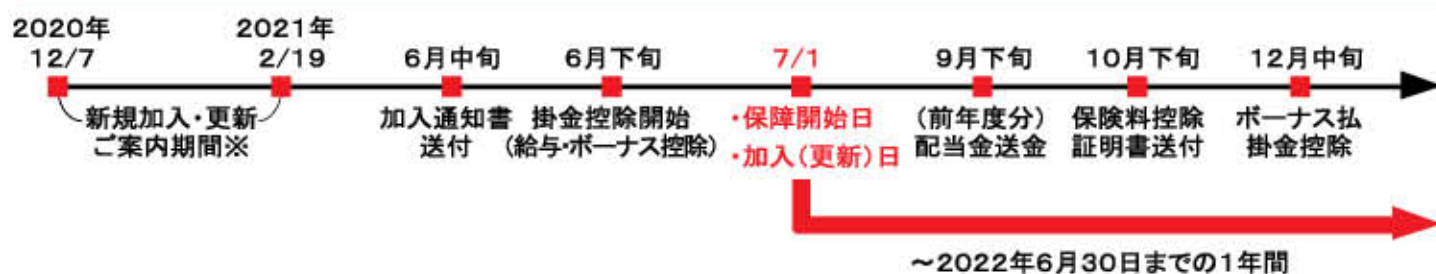
宮崎県学校生活協同組合・宮崎県高等学校教職員組合からのお知らせとお願い

- 掛金を宮崎県学校生活協同組合から控除させていただく方(義務制の学校・知事部局等にお勤めのみなさま)は、事務取扱窓口が宮崎県学校生活協同組合となります。
- 掛金を宮崎県高等学校教職員組合から控除させていただく方(県立学校にお勤めのみなさま)は、事務取扱窓口が宮崎県高等学校教職員組合となります。
- * 給付請求・お問合せはそれぞれの事務取扱窓口までご連絡ください。(連絡先はパンフレット裏面をご覧ください。)
- * 県立学校(義務制)から義務制(県立学校)に異動された場合

異動内容	異動後の事務取扱窓口と掛金の控除
県立学校から義務制に異動された場合	宮崎県学校生活協同組合
義務制から県立学校に異動された場合	宮崎県高等学校教職員組合

- 配当金はゆうちょ銀行(郵便局)または、九州労働金庫(お持ちでない場合は他の銀行)の口座に送金しております。今回新規加入の方で、口座登録がお済みでない方は、ご登録ください。
※口座変更の場合も必ずご連絡をお願いいたします。
- 知事部局採用の方が、教育関係機関以外へ異動された場合、宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を継続されることを条件として、当制度に継続してご加入いただけます。なお、ご退職後については42ページの【退職後継続加入制度について(ご参考)】をご参照ください。
- 年度途中のご退職、改姓等の場合は宮崎県学校生活協同組合または宮崎県高等学校教職員組合までご連絡ください。
- 退職後継続加入者のみなさまの事務取扱窓口は宮崎県学校生活協同組合となります。

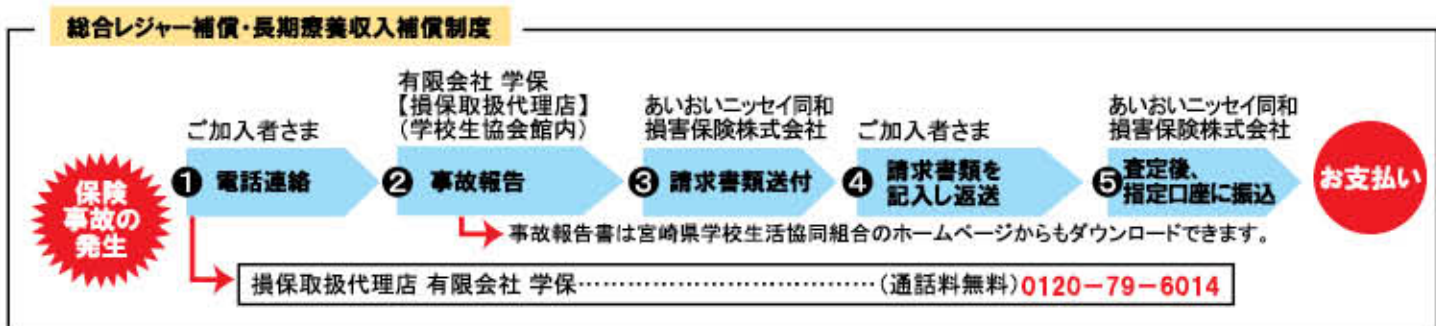
年間スケジュール



※定年退職される方、年度途中で退職される方、臨時的任用職員で更新されない方につきましては、宮崎県学校生活協同組合または宮崎県高等学校教職員組合までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求方法

お支払いまでの流れ



退職後継続加入制度について(ご参考)

在職中に加入された●グループ保険 ●医療保障保険 ●総合レジャー補償については、ご希望のある場合、退職後も組合員資格を継続されることを条件として「退職後継続加入制度」により保障を継続することができます。
※ご退職予定の方は、宮崎県学校生活協同組合(県立学校の方は宮崎県高等学校教職員組合)までご連絡ください。



退職後継続加入制度 <対象:グループ保険・医療保障保険・総合レジャー補償>

【退職日から保険期間終了(6月30日)までのお取扱い】

(6月30日にご退職される方は、【次期更新日(7月1日)以降のお取扱い】をご確認ください。)

- 対象者
ご退職日までに各保険に加入されている・本人・配偶者・子ども (4ページ参照)
(注)配偶者・子どものみで継続加入はできません。
- 保障内容
退職日以降も保険期間終了(6月30日)まで同一の保障内容で継続することができます。
(注)長期療養収入補償制度は、退職日に脱退となります。
- 配当金
グループ保険・医療保障保険に保険期間終了(6月30日)まで継続いただいた方は、剰余金が生じた場合、配当金をお受取りになれます。

【次期更新日(7月1日)以降のお取扱い】

- 対象者
退職後、保険期間終了(6月30日)まで加入された・本人・配偶者・子ども (4ページ参照)
(注)配偶者・子どものみで継続加入はできません。
(注)ただし、本人については、宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程(退職組合員用)の第2条により、宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を保有していることが必要です。

【宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程(退職組合員用)第2条】

在職中に学校生活協同組合員であり、45歳以上の公立学校共済組合員・市町村職員共済組合員またはその他の各公務員共済組合員であることと下記を条件とします。

- 出資金は、3万円以上(現職時の出資金を継続)とします。
3万円未満の方は、3万円まで増資をしていただきます。
- 利用代金の支払いは原則としてゆうちょ銀行(郵便局)または、九州労働金庫の口座振替とします。
なお、請求案内は毎月の金額の変更がない場合、初回のみとします。
※宮崎県学校生活協同組合の継続加入の手続きと同時に口座の登録が必要となります。
- 組合員証はIDカードかMC機能付カード(本人カード)とします。
- 原則として宮崎県内に住所を有すること、かつ、居住していることとします。ただし、県外へ転居し、『グループ保険退職後継続加入制度』に加入される場合、『グループ保険退職後継続加入制度』に限り、加入を認めます。

- 退職後の新規加入
グループ保険・医療保障保険：新規加入はできません。
総合レジャー補償：「退職後継続加入制度」で本人がグループ保険に加入している場合、新規加入できます。
- 継続加入年齢
更新日時点年齢69歳6カ月まで継続加入できます。(4ページ参照)
- 保障額
グループ保険で退職後継続加入いただける保障額には制限があります。コース変更が必要な方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。ご退職時に加入されていたコースの保障額を超えることはできません。またグループ保険については、退職後継続加入いただけるコースは月払のみ(H・J・K・L・Mコース)です。したがって退職後継続加入いただけるコースは、ご退職時のご加入コースにより以下のとおりとなります。

ご退職時のご加入コース	ボーナス払併用						
	D1~H1	J1	K1	S A~H	J	K	L M
退職後継続加入いただけるコース	H・J・K・L・M	H※・J・K・L・M	J※・K・L・M	H・J・K・L・M	J・K・L・M	K・L・M	L・M M

- ※J1コースからHコース、K1コースからJコースへの変更は、災害保障特約部分が増額となりますので、「申込書兼告知書」の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方がお申込みいただけます。
- (注)在職中と同様、配偶者・子どもは本人の保障額を超えることはできませんので、本人のコースを変更される際にはご注意ください。
- (注)本人がご退職後、本人・配偶者・子どもの増額はできません。